

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古郡に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましよう。

奈良市民だより No.196

Table with population statistics: 市民のうごき (3月1日現在), 人口 204,123, 男 99,170, 女 104,953, 世帯 61,071.

と市政一般につきまます所信をひききしたいと存じます。わが奈良市は、遠く千二百六十年の昔、和銅三年三月十日、元明天皇が平城京の地に遷都せられたときに始まったといつてよいと思ひます。

「ほほえみいっぱい」のまちづくりへ 3月定例市議会ひらく

魅力ある市政へ積極予算

45年度 史上初めて百億円台に

昭和四十五年度の奈良市予算などを審議する市議会三月定例会は、三月十日招集され、同日午後一時五分本会議を開き、四十四年度関係の諸報告、議案を審議ののち、四十五年度関係の予算案はじめ条例案など三十議案を一括上程。予算案について鍵田市長の提案説明がありました。

十三日の市議会で行なった鍵田市長の提案説明要旨はつぎの通りです。【基本姿勢】 明年度予算案は、奈良市として市制施行以来の思い切った大型予算で、初めて充実した自主的な予算の編成ができたわけでありませう。その説明にさきだち、四十五年度予算案編成の基本方針を中心として、市政担当の心構え



新年度予算案などを審議する3月市議会 (演壇上は提案説明する鍵田市長)

会期は30日まで 市議会の日程 三月十日招集の奈良市議会三月定例会は、同日午後一時五分本会議を開き、四十四年度関係として市長専決処分(一般会計補正予算)土木費を中心とする三億五千八百余万円の減額)の報告があり、次の議案を審議、うち五件を総務財政委員会に付託し他を承認または可決ののち、市清美公社の経営状況報告

皇太子、同妃両殿下ご来市 皇太子殿下は美智子妃殿下を同伴、万国博開会式のと三月十四日午後五時三十分奈良ホテル着で来市。同十五、十六日の両日ご滞在のうへ県下および奈良市内を視察になりました。市内では十六日春日大社、東大寺三月堂、同政増院、同整肢園、県庁、平城宮跡、大和文華館をご参拝になり、途中垂仁天皇陵にご参拝、大阪ロイヤルホテルへ向われました。

自主的な計画 財政の確立へ 明年度予算案編成の骨子とししました重点項目は、①福祉の充実、社会教育とスポーツの振興、②「くろろろさん運動」の推進、③「早寝早起き運動」の展開、④下水道完備のための措置、⑤上水道三基三次事業の完成、⑥学校施設の新設完備、⑦道路五ヵ年計画の推進、⑧河川の改修、⑨清掃工場の建設、⑩街路灯の充実、⑪花と緑のまちづくり、⑫「ハエのいない町づくり」、⑬道路清掃機動班、⑭道路修理機動班、⑮赤バイによる消防機動隊の新設

新都市計法の解説特乗 本号は増ページとして、四両面に新都市計法の解説「新都市計画法と私たちの町」(企画部)を特集しました。

以下二の面へつづく 一、同下水道事業費特別会計補正予算(委員会付託) 一、母子住宅条例の制定(委員会付託) 一、公営住宅条例の一部改正(可決) 一、市教育職員退職年金等に関する条例の一部改正(可決) 一、四十四年度下水道事業会計補正予算(可決)

一、公営住宅条例の一部改正(可決) 一、市教育職員退職年金等に関する条例の一部改正(可決) 一、四十四年度下水道事業会計補正予算(可決) 一、四十四年度一般会計補正予算(最終補正)委員会付託

一、公営住宅条例の一部改正(可決) 一、市教育職員退職年金等に関する条例の一部改正(可決) 一、四十四年度下水道事業会計補正予算(可決) 一、四十四年度一般会計補正予算(最終補正)委員会付託

# 六千人収容の大体育館(鴻の池)

## 学園前と帯解に地域公民館

市長提案説明、一面からのつづき

以上のような基本姿勢によって編成しました四十五年度予算案について、その概要を説明いたします。

◇社会教育とスポーツ振興の施設の充実

生涯教育のための公民館充実計画にもとづき、西部と南部地区に大きな公民館を建設いたします。西部の公民館は、同地区の中心に当たる学園前駅前に千人規模のホールを中心施設とした市民会館的なものとし、西部出張所も水道営業所もここに併設、結婚式場も設けたい所存であります。南地域のもは、都南中学校の区域を含む地域公民館として帯解に予定しております。

その他、公民館分館の補助増額と運営に対する補助措置を講じ、公民館活動を通じて成人教育を盛んにし、奈良を生涯教育のまちにしたい所存であります。

## 家庭ゴミの無料収集

◇一般家庭のゴミ収集の無料化

かねて無料化を検討してまいりましたが、千五百万円の財源を要するもので、踏み切りかねていた次第であります。明年度予算として、とくに美しいまちづくりの推進と市民サービスの向上から、一般家庭の無料化を断行することにいたしました。

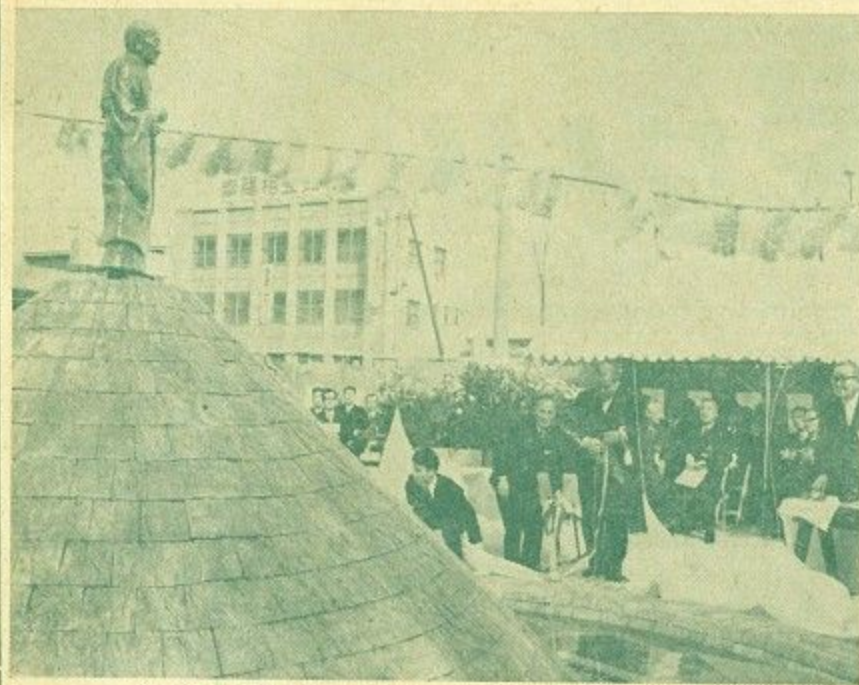
◇道路の修理・ゴミの収集、初期消火に特別機動隊の編成

道路の修理を急速かつ完全にするため、パトロール車に修理自動車を加えて機動修理班を編成し、道路維持の完ぺきを期したいと考えております。

## 行基像を除幕

古都玄関に印象深める

平城京にゆかり深い恩人、行基菩薩の像を除幕式は、新装なった行基噴水広場の完成式を兼ねて三月十一日午前九時三十分から行なわれました。行基ゆかりの寺院はじめ県市、古文化財、工事関係者、各種団体代表者のはか名菅市民岡澤氏ら約百八十人が列席する中で、鍵田市長がヒモを引くと、サツと幕が落ちて慈顔に笑みをたたえた行基像が初春の陽光を受けて現われました。参列衆の祝賀の中を、一同は行基の布施行にあやかって池の中に投げ銭をして焼香。台座を洗う噴水はまるで心を洗うように清らかで、古都奈良を強く印象づけています。



行基像を除幕(鍵田市長がヒモを引くとサツと幕が落ちた)

一万三千八百六十人おられ老春の家立あわせて十八園で千五百八人の保育をしておりますが、なお未措置の幼児も相当ありますので、西奈良西大寺地区(定員百二十人)および横井地区(定員六十人)に二つの保育所を建設をいたす所存であります。

## 恵まれぬ高校・大学生に奨学金

◇青少年へ奨学金給付制度の新設

向学心に燃えながら、経済的事情により修学困難な青少年(高校・大学生)に、奨学金を給付し、勉学の機会を与え、有為な市民の育成に資せんとするものであります。

◇外環状線道路事業の促進

北部丘陵地帯のこの計画道路事業は、水道の三區三次事業と併行して、西郊の人口急増地域に給水幹線を敷設することが主要な事業目的であります。すでに国の施設承認を受け本年度より一部用地の取得と工事に着手しているもので、明年度には引

## 慶州との姉妹都市、早く調印を

◇慶州市との姉妹都市親善

人類は宇宙開発の新しい時代を迎えております。このような時代に國を異にし、都市の性格を異にする国民や市民が、互いに交流をはかることによつて、親善を深め、友好を固めることによつて平和の心を養うことは、行政的にもまことに意義深いものであります。私はかねてから歴史的観光都市として最も深い関係にある都市、対外的には隣邦韓國の慶州市と、国内的には福島県郡山市、福井県小浜市との姉妹都市の締結を考えていたものであります。

とくに慶州市との間では、すでに相互に理解も深め、事務的には大方の手續も煮つまつており、早い機会を選び姉妹都市締結の調印式を挙げたい所存であります。また国内二都市については、いずれも伝統的な観光行事を通じて因縁につながる都市でもあり、より深い親善の関係を結んでいきたいと存じております。

さらに慶州市との縁結びを機会に、歴史的に千二百年の昔から親しく結ばれた関係にある中国に対しては西安市(当時の長安)とも文化交流その他平和のかけ橋として、友好関係の打診もいたしたいと考えております。

## 鶴舞西、六条に小学校を新設

◇学校の増設と体育館の建設

急激な人口増に対処して、西部地域に四小学校を新設、既設校の増補改築をいたしました。人口流入は依然活発で、都路・鶴舞・富雄各小学校では、校地が狭く校舎の増築は図れない状態にあります。そこで鶴舞西地区に二校、都路六条地区に二校を新設することにいたしました。鶴舞西地区の新設校用地は交渉中ですが、教員確保と受

## 大宮の区画整理は五力年事業で

◇大宮土地区画整理事業の實施

この事業は本年度から計画準備にかかり、ようやく着工の段階にいたしました。明年度から五力年継続事業として十七万八千四百三十三平方メートルの区画整理に取り組みたいと存じております。これにより新大宮駅周辺が秩序あるモデル中心街として理想的な発展を遂げるよう期待しております。

## 結婚には「愛の泉の手帳」贈る

◇心の通う窓口の充実

「すべて市民本位に」ということは、私の一貫した施策の第一に掲げるところであります。市民のみならずは転入、出生、結婚、死亡とそれぞれの感慨を秘めて窓口へこられるのですが、その時、市民の心を心として措置できる窓口、ほんとうに心通う窓口をしたいと思います。そのために、明年度は転入の方々には市民ハンドブック、出生には愛の宝の手帳、結婚には愛の泉の手帳、そして死亡には慰めの手帳を差しあげ、お祝い、お慰めのその時々役に立てていただき、真にご家庭まで結ばれる窓口にしたいと考えております。

以下三の面下段へつづく

# 新都市計画法と私たちの町

新都市計画法は昭和四十四年六月から施行されました。新法のもとでは、旧法時代と異なって都市計画の行政事務が大幅に地方にうつされ、都道府県知事と市町村がみずからの発意と責任で新しい制度に沿った都市づくりの行政が行なわれることとなります。

しかしこれは全くの新規なものではなく、現在すでに全国千五百五十の区域で決定し、運用されています。都市計画が円滑に新しい制度へと移行される処置も講ぜられています。

したがって新法施行にあたっての関心は、新法によって新しく設けられる市街化区域と市街化調整区域の区分および用途指定その他の土地利用区分が問題となります。以下新都市計画法のあらましと、奈良市の町づくりについてご説明いたします。

## 1 住みよい明るい豊かな町

### 1、不規則な市街化を防止

#### 新都計法のねらい

現在、大都市やその周辺都市にどんだん人口と産業が集まってきたいます。つい最近まで農地や山林であったところに、みるみるうちに住宅が建ち、ビルが建ってきました。このような激しい都市化現象は、まだまだ続き、昭和六十年までに現在の市街地が今の約三倍にもふえるという予想がなされています。ところで市街地がふくらむと農地や山林が宅地化することになるわけですが、現在の宅地化は地価のなるべく安い取得のしやすさ、便利な土地といったぐあいで、あたかも虫が食いあらしたように不規則に行なわれつつあります。

#### 市街化区域と市街化調整区域

### 1、区域区分の方針

市街化区域は「すでに市街化を形成している区域」と「おおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」の二つからなります。すでに市街化を形成している区域とは、中心地区をもった既成市街地のことで、「おおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」とは市街地の発展の動向、地形などの自然条件、道路、鉄道などの交通条件などからみて、市街地として開発することが適当と考えられる区域です。

この状態をスプロールといっています。このスプロールすることによって、つぎのような困ることが起こります。

まず第一にこのように農地山林を点々と残したまま開発が進みますと、その間の道路、水道などの公共施設を不必要に多く建設しなくてはならず、効率の

悪い公共投資をすることになります。将来の場合によっては施設をやりなおさねばならないかも知れません。

第二にこうした宅地化の結果、細い道路ぞいに建物が建ち

ならび、排水も不十分のまま開発が進んで、自動車も十分通れない、しかも雨がふると通行不能のぬかるみ道となり、災害時には手のつけられない地域となります。

上の優良な農用地や土地基盤整備事業を実施中の区域など、長期にわたって保存すべき農用地。

(2) 洪水、湛水による災害の発生のおそれのある土地。

(3) 自然公園の特別地域、歴史的風土特別保存地区、近畿圏の近郊緑地保全区域など、すぐれた自然の風景を維持するため保全すべき土地。

(4) 保安林などの水源を涵養し、土砂の流出を防止するため保全すべき土地。

なお県知事は五年ごとに都市計画に関する基礎調査などを行ない、この調査の結果に基づき、さらに将来の見通しなどを判断して、必要があれば市街化区域の変更指定を行なうこととされています。

市街化区域がきめられますと、そこは町づくりをするところになります。町づくりをめぐって——企画部

第三に都市を計画的に造っていくことができなくなる。ほかに、農業をするにもどこぞで宅地化が進んでいて、宅地から出てくる汚水で農業用水にも悪影響をおよぼすことになり。また、せっかく農業投資を行なって改良された土地を宅地化することにもなり、農業を継続していくうえにおいても支障がでてきます。

そこで、このように無秩序に開発が行なわれるのを防ぐために、市街地として開発すべきところと、市街化をすべきでないところをはっきり決める必要があると考えられ、市街化区域と市街化調整区域とに区分することになりました。市街化区域では、町づくりの計画を定め、開発許可制度によって、規準にあっている場合は開発を認められる半面、市街化調整区域では、特別な場合のほかは原則として開発を認めないことになりました。

この場合、つぎに掲げるところは原則として市街化区域には含めないこととされています。

(1) おおむね二十ヘクタール以

2、区域区分と農業施策

市街化区域がきめられ、その区域の「整備、開発または

3、都市計画の進め方

市街化区域と市街化調整区域

2、都市計画を定める者

現在、都市計画をきめている市町村は約千五百五十で、全国市町村の約半分に及んでいます。今までは、この都市計画の全部を建設大臣が決めることになっていましたが、新法では、都市計画は都道府県知事および市町村が決めることになりました。

電子計算による事務処理体制へ

事務処理方式の改善と合理化計画

情報化社会の進展に伴い、地方行政の分野にも電子計算による事務処理体制を確立し、その近代化、合理化をはかることが要請されてきました。事務処理の科学的管理、事務の効率的運用と合理化で行政の高度化をはかるEDPS（エレクトロニック・データ・プロセス・システム）の採用について、二か年計画で進めていきたいと思います。明年度はEDPS導入準備委員会を庁内に設け、計画の樹立、作業移行計画の策定、関係委員の研修計画等に着手する所存であります。

三十年後のまちづくりのマスタープラン策定

千二百年前に栄えた平城京の都市計画を調査し、今日に生かすため、平城京保存調査会を設け調査を続けました。明年度はその成果を活用し、将来の都市計画に資する考案であります。平城ニエータウン計画も、いよいよ明年度着工されますので、この方面の都市開発についても十分関連性をもって進めていくよう配慮いたします。

3、都市計画の進め方

市街化区域と市街化調整区域

下水道完備へ受

益者負担制度を

下水道完備七カ年計画の実施

近代都市としての立場からは、保健衛生上の効果、し尿終末処理の解決、都市美観の確立、土地の有効利用等の面から下水道事業を促進せねばならぬことは、十分ご理解いただけると思います。しかし、この方面に対する社会資本の投資は極めて立派なものであると、奈良市でも昭和二十六年に下水道事業に着手して以来、すでに十九年を経過し、実施事業費約九億一千七百万円を投資してながら全計画区域の約三〇％という進捗率に過ぎません。下水道事業の財源は、その認承額の十分の四相当額が国庫支出金で、残り十分の六相当額が起債を含む市費

の負担となっており、本市の未施工分約七〇％を国が毎年承認している程度の事業費でやるとすれば、今後約六十年を要する計算になるのであります。これでは到底近代的な都市発展を期待することはできません。その促進方法の一つとして、建設省当局でも受益者負担制度の実施を強く指導し、これを実施したものに、補助認承を優先し多額の補助金を出していただけるわけがあります。すでに下水道事業実施二百二十五都市のうち、約六〇％が受益者負担制度を採用しております。

本市も事業計画の完成に今後六十年も要するようでは、かえって市民生活の面で重大な損失をこうむるといふ現実と長期展望により、明年度より受益者負担制度の実施に踏み切ることにいたしました次第であります。

この制度が軌道に乗ると、未施工区域の事業完成には約十五年という計算になります。それを半分に縮めて七カ年計画で完全実施したいと考えているのであります。

「水のゆたかなまちづくり」これが本市水道行政に私が示した目標であります。水源確保については、木津川水源の復活、五トンも増量措置ながら調整もつき、第三期拡張第三次事業の促進により、緑ヶ丘浄水場も本年六月には可動する見通しがあります。これにより給水能力は従来の三万六千トンから七万四千トンに増強され、地下水による一万二トン、木津川取水と合せて、明年度の年間最大配水日量は十二万九千トンとなり、明年度給水人口見込み二十一万八千八百人の所要最大日量九万一千トンには心配のない見通しがつくわけがあります。

明年度水道事業の重点は、第一点として木津川水源の〇・五トン取水に必要な浄水施設の整備と県営水道受水に備える広域水道施設の整備をはかるための一連の次期拡張事業基本計画の策定、第二点として配水量確保のための第三期拡張第三次事業の促進をはかる配水幹線、配水施設、緑ヶ丘浄水場の増強対策であり、第三点として有収率引上げ対策としての不良老朽管の改良、メーターの整備等であり、

市街化区域と市街化調整区域

以下四の面へつづく

市街化区域と市街化調整区域

市街化区域と市街化調整区域

市街化区域と市街化調整区域

市街化区域と市街化調整区域

### 開発許可制度

#### 1、開発の許可について

市街化区域と市街化調整区域が定められ、宅地造成などの開発行為(主として、建築物の建設を目的とする土地の区画形質の変更)をいいます)をするときは、県知事の許可をうけなければならぬこととなります。

#### 2、開発許可を受ける必要のない開発行為

- (1) 市街化区域内における千平方メートル(県知事が区域を限定して三百平方メートル以上千平方メートル未満の範囲内で規模を定めたときはその規模)未満の開発行為。
- (2) 市街化調整区域内における農家や畜舎などを建築するための開発行為。

### 譲渡所得税

新法の施行と関連して土地税制が改正されています。

#### 1、長期譲渡所得の特例

五年以上所有していた土地や建物(昭和四十四年四月八日現在で、三年以上所有になるものをふくむ)を売った場合には、その譲渡利益に対して、つぎの税率で、他の所得と分離して課税されます。

譲渡の時期	税率
昭和45・46年中	10%
昭和47・48年中	15%
昭和49・50年中	20%

この場合、つぎの特別控除が

### 三の面からのつづき

- (3) 駅舎、社会福祉施設、医療施設、学校その他公益的建築物のための開発行為。
- (4) 国、県が行なう開発行為。
- (5) 都市計画事業。
- (6) 土地区画整理事業。
- (7) 公有水面埋立事業。
- (8) 非常災害のための応急措置。
- (9) 通常の管理行為、軽易な行為など。

#### 3、市街化区域における開発許可

市街化区域においては、前記のように千平方メートル未満の開発行為は開発許可を受ける必要がありませんが、それ以外の開発行為についても基準にあつてさえれば必ず許可されます。

#### 4、市街化調整区域における開発許可

市街化調整区域内では農家や畜舎を建てるための開発行為は、前記のように許可はいりませんが、他の開発行為は、つぎ認められます。

- (1) 土地収用法の取用対象事業(都市計画事業も該当します)のために土地などを譲渡したときは千二百万円。
- (2) 日本住宅公団などが都市計画事業として行なう土地区画整理事業のため、土地などを譲渡した場合は六百万円。
- (3) 地方公共団体などが行なう特定の宅地造成事業のために土地などを譲渡した場合、土地収用法の代替地にある土地を譲渡した場合、古都保存法、文化財保護法などによって土地などを国や地方公共団体に譲渡した場合などは三百万円。
- (4) 居住用の土地、家屋を譲渡した場合は千円。
- (5) その他一般の場合は百万円(いままでは三百万円。)

のようなもの以外は認められないことになっています。

- (1) 周辺の住民の日常生活に必要な物品の販売、加工、修理などの業務を営む店舗、事業場その他これに類する建物などを建てるための開発行為。
- (2) 市街化調整区域内にある鉱物資源、観光資源を利用するに必要となる建物などを建てるための開発行為。
- (3) 市街化調整区域内の農産物を加工したり、貯蔵したりする、かん詰工場や倉庫などのための開発行為。
- (4) 国の政策にもとづいて行なう中小企業団地のための開発行為。
- (5) 市街化調整区域内に既に建っている工場の事業と関係の深い事業のための開発行為。
- (6) 市街化調整区域が定められた時、自分の住宅や自分の事業のために土地や借地権を持っていた人が、その時から六月以内に届け出て、五年以内にその

### 区域の決め方

#### 1、市街化区域はどのようにして決められるか。

市街化区域と市街化調整区域は県知事が決定します。この手続きはつぎのようになります。

#### 2、短期譲渡所得

保有期間が五年以下の土地や建物、または、昭和四十四年一月一日以降に取得した土地、建物を昭和四十五年から五十年までの間に売った場合、譲渡所得の四〇%の譲渡所得を他の所得と合算して、普通の所得税法によって課税計算をした場合に算出されるその譲渡所得に関する税額の一〇%相当額のうち、いずれか高い方で課税されます。またこの場合は百万円の特別控除は適用されません。

#### 3、買換え制度の変更

居住用資産のための買換え制度は一千万円の特別控除が認められたかわりに、昭和四十四年の十二月末で廃止されます。事業用資産の買換えは、一般に個人では昭和四十四年十二月末、

目的で行なう開発行為。

- (7) 二十ヘクタール以上の開発行為で、市街化区域内で行なうことが困難であり、かつ将来計画的に市街地としていく時に不都合なことがおこらないと認められるもので、開発審査会の審査をパスしたもの。
- (8) 周辺の市街化を促進するおそれのないもので、市街化区域内において行なうことが不適当なもので、開発審査会の審査をパスしたもの。



意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされています。

#### (2) 縦覧

県知事はこの案を作成しますと、これを二週間、公衆の縦覧に供します。住民および利害関係人はこの案についての意見書を縦覧期間満了の日までに県知事に提出することができます。この意見書の要旨は知事から後述の都市計画地方審議会に提出されます。

#### (3) 市町村の意見聴取

また県知事は案を作成しますと、市町村の意見をきくことになつていきます。市町村では審議会などで意見をとりまとめ、その

#### (4) 公聴会、説明会

市街化区域と市街化調整区域の案を作成しようとするときは、公聴会、説明会など住民の

#### (5) 公聴会、説明会

市街化区域と市街化調整区域の案を作成しようとするときは、公聴会、説明会など住民の

### 固定資産税・相続税

市街化区域においても農地転

よび運輸大臣の意見をきくこととなつていきます。

- (6) 告示

以上の手続きをすべて完了してから、知事は市街化区域と市街化調整区域の都市計画を正式に決定します。この決定は県の公報などで告示されます。また市街化区域と市街化調整区域の図面や書類は市町村にも送られ、一定の場所で見ても見ることができるようになります。

### おわりに

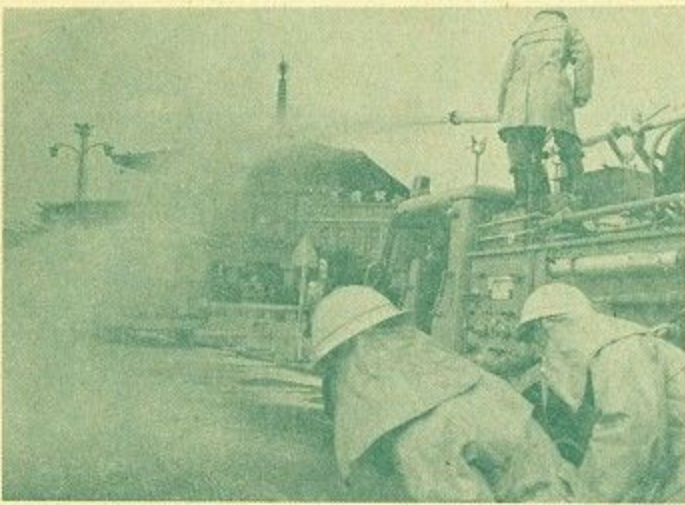
以上新都市計画法のあらましについて説明いたしました。古く奈良は千二百年の歴史によって造られ、すぐれた自然環境とともに多くの文化遺産は世界の宝として保存されてきました。

しかしながら現在にいたり、開発は随所で進行し、都市化とともにそれらは今や破壊の危険にさらされています。

このような貴重な文化遺産を永遠の人類の宝として保存するためには、適切な土地利用計画による都市づくりが要求されます。もちろん「保存と開発」は

ここに住む市民の利益と都市の発展に結びつくものでなくてはなりません。それは長い目で見て子孫の利益と繁栄になるよう、方向づけを行なうべきであります。

そして新都市計画法の目的に沿いながら千二百年の伝統としての「奈良らしさ」をいつまでも保つとともに、市民の福祉の向上を図り、保存と開発の調和ある将来の大奈良市建設を目ざして、夢と希望のあるまちづくりをいたしたいと存する次第であります。



**バスが火だるま**

市消防本部では、全国的に展開された春季全国火災予防運動期間の一環として、二月二十七日午前十時から園鉄奈良駅前前で車両防火訓練を行いました。

### バスが火だるま

#### 車両防火訓練

午前十時ごろ同駅前で大規模なバスに乗用車が衝突し、観光バスから出火、乗用車の運転手がつぶれた車にとどめられていたとの想定で、一九番の通報で消防本部から新鋭の化学消防車、救急車などが駆けつけ、化学消防車から泡沫消火液を放射して、猛炎をあげるバスの火をたちまち消火、救急隊は負傷した乗客を救出、乗用車にとどめられた運転手を、エンジンカッターで車のドアを開けて救出し、無事救出しました。

訓練を見守っていた市民は、機敏な隊員の動作や化学消防車の威力に感心していました。



### 駅前広場の完成式

面目一新した近鉄駅前広場(市都市計画街路内環状線駅前広場)の完成式は、奈良近鉄ビルの完成式とともに、3月11日午前10時半から同ビル3階で挙行。修式式の後と県市、近鉄、工事関係者約200人が広場に立ち、鍵田市長、知事代理西上出納長、佐伯近鉄社長の3人が紅白のテープを切って、着工3カ月でみごと舗装もなり樹路樹、フラワーカップも整った広場を開放。一同拍手で祝い、コスモスなど草花のタネをつけた五色の風船を空高く放ちました。一写真はテープを切る(右から)鍵田市長、佐伯社長

万葉の昔、大宮人にこよなく愛され、歌にもよまれた佐保川、それがゴミに埋もれたドブ川になってしまふ、これを何とかせよと、佐保地区自治連合会(会長岡嶋重治氏)では今年も約二百人を動員して三月八日清掃奉仕をしました。地元の人にまじって日赤奉仕団、婦人会員、小中高生も参加、川底を埋めるゴミを掘りあげ、岸の草を刈る一方、県土木出張所から応援のブルドーザーが川底をさらえました。

### 佐保川をお化粧

万葉の昔、大宮人にこよなく愛され、歌にもよまれた佐保川、それがゴミに埋もれたドブ川になってしまふ、これを何とかせよと、佐保地区自治連合会(会長岡嶋重治氏)では今年も約二百人を動員して三月八日清掃奉仕をしました。地元の人にまじって日赤奉仕団、婦人会員、小中高生も参加、川底を埋めるゴミを掘りあげ、岸の草を刈る一方、県土木出張所から応援のブルドーザーが川底をさらえました。



**「市民憲章」板も除幕**

近鉄駅前に行基噴水広場でもう一つの除幕がありました。行基像の背後、広場の側面に設けられた「市民憲章」のパネル、幅一五〇センチ、タテ八〇センチのステンレス鋼板に、名譽市民岡嶋氏の筆跡を浮き彫りにした洗味のものを、この除幕は、ことし成人となった若者の代表として小浦方雅子さん(市内佐紀二条町)が選ばれ、ヒモを引きました。このパネルはアシビの木にはさまれて、いまはひっそりとした様子ですが、将来防災ビルが建つと、小高い築山をつくってそこにはめられることになっています。



### かわいいお礼の言葉

#### 春日保育園が完成

改築を急いでいた市立春日保育園(園長上岡玉枝さん)の園舎がこのほど完成し、二月二十八日落成式を挙げました。式には市長代理川戸助役、市議会議長代理福田教育厚生委員長、父兄、来賓ら約五百十人が出席。来賓の祝辞のあと園児を代表して橋本光弘ちゃん(四歳)と玉浦ひろみちゃん(四歳)が川戸助役と福



### 「困難だが定着させよう」

#### 「こころ」さん運動 第二回中央推進委

田議長代理に感謝の花束を贈りました。同じく園児代表の森本ルミちゃん(四歳)が「わたくしたちのために、こんな日はなほいくえんを、たててくださってありがとうございます」と可愛なお礼を述べました。

園児までを預かることとなり、収容定員も六十人から百六十人にふえます。二千三百平方メートルの敷地に軽量鉄骨平家建て(八百平方メートル)のもので、乳児室、プレイルーム各一、ほふく室三、保育室三のほか調理室など十分の施設が整っています。(写真は落成式で喜び合う園児たち)

市が市民の積極的な参加によって押しすすめている「こころさん」。「早寝、早起き」運動の具体的な推進方法などを協議するため、三月五日午後一時半から国際ホテル会議室で第二回中央推進委員会が開かれ、委員三十二人が出席し、いろいろ協議しました。

まず鍵田市長から「この運動は、市内内では既に二月一日から実践活動に入り、こころさんという感謝の気持ちが仕事の能率向上に役立っている。この運動は、よいことだとわかっていても定着しにくい。何とか地についた運動にもりあげたい。また、この運動により、眠れる心と力をよびおこし、民族のふる里奈良を訪れる人たちに、印象深い地として生涯忘れることのない出来にしたい。同時に「早寝早起き」もすすめて、健康なまちづくりをはかり、二十万市民が生き生きとした生活を送れるようにしたい」とあいさつがありました。推進本部から地域や団体での組織づくりの状況報告があり、出席の各委員から推進状況について、西田市遺族厚生会長は「三月二日市遺族厚生会役員会を開き、三百五十人(各地区十五人)を推進委員として、大いに地区推進委員会に参加して運動をすすめて」と話

### 次々に地区推進委結成

#### 早起き「こころ」運動は、次第に全市域に浸透し、地区ごとの組織づくりが進んでいます。二月の動きは次のとおりです。

**西部地区** 二月十六日、西消防署に学園・あやめ池・富雄の三地区の各界代表六十人が集って、この運動を支持し、地域ごとに積極的に進めようときめました。

**梅井地区** 二月二十一日、梅井小学校に各界代表二十数人が参会、運動の積極的推進をきめ、全員一致で地区推進委員会を発足させ、委員長に阪本善雄氏(自治連合会長)を選びました。

**富雄地区** 二月二十二日、富雄元町公民館に各界代表五十人が出席。ほほえみの鐘をせび富雄地区に建設してほしいと要望、席上ただちに

ている報告がありました。また一方、つぎのような推進の具体策が提起されました。

- ▽「早起き」は、とくに教育の場であり、子どもから進めていってはどうか。
- ▽子供や老人は早起きするが、一番遅いのは中年層だ。この層を中心にすすめていくべきだ。
- ▽「こころさん賞」「早寝早起き賞」を出してはどうか。
- ▽旅館や商店街にポスターをつくらせて張り出したい。
- ▽早起きした場合の時間利用についても考えるべきだ。
- ▽この運動は、校区から町内自治会へ、そして家庭へと末端までの徹底をはかって行こう。
- ▽家庭へ周知してもらうため早くピラ、ステッカーなど配ってほしい。
- ▽行事たとえば早起きラジオ体操などを通じて早起きをすすめていこう。
- ▽いま考えられている早寝早起きの時間に問題があるが、初めのうちは強制はできない。
- ▽自治会長を対象にラジオ体操の指導者講習会を開いてはどうか。

に両地区推進委員会の発足をきめ、北地区委員長に藤本嘉一氏、南地区委員長に中辻吉氏(何れも自治連合会長)がそれぞれ選ばれました。

**大宮地区** 二月二十四日、三条会館で各界代表五十人が熱心に推進方針を協議、推進委員会結成を全員一致で決め、委員長に坂内藤一郎氏(自治連合会長)を選びました。

**東部地区** 二月二十五日、東東中学校図書室に田原・大柳生・柳生・狭川・東里各地区の代表二十数人が集まって協議、各地区へ持帰って運動を浸透させることに一致、各地区推進委員会を別個に組織することにしました。

**清美地区** 二月二十八日、清美小学校会議室に各界代表十七人が出席、各団体を通じて積極的に展開させようとして、推進委員会も発足させ委員長に下出久治郎氏(自治連合会長)を選びました。

# 「カギっ子」預かります

## 留守家庭児童会へ入会を

昼間、親が勤めに出る家庭の児童、いわゆる「カギっ子」をあずかる市の留守家庭児童会は去る四十二年に開設され「パンビィホーム」として、共働き家庭や母子家庭からよろこばれていきます。市教育委員会では現在高円公民館、青少年児童会館と佐保、鼓阪、大宮、東市、鶴舞五小学校に七つのパンビィホームを開き二百四十人(一月末現在)の「カギっ子」を預かっています。一児童会は四十人を定員として教職経験者とか子どもの育成に熱心な人を二人ずつ指導員に委嘱して、放課後午後一時から五時まで何くれとなく面倒を見てもらっています。

は親たちでつくった後援会があり、おやつや昼食、燃料などの費用を出しています。この児童会に入れるのは、小学一年から六年までの児童で、親がつとめているなどの事情で、放課後午後一時から五時ごろまで、家庭の保護や指導を受けられないものとなつていきます。こういう事情が生じたときは、いつでも入会できるし、また事情が解消すればいつでも退会できます。小学四年ぐらいいなつて、自分で

### 春休みのつどい

4月5日、百人の学童あつめて

遊び場がない、交通事故が心配だ、悪い誘いや遊びにおぼれはしないか、こうした親の心配を拭い去り、学習の相談相手となり、遊戯、体育、軽演劇、紙芝居、映画、童話、野外活動、ハイキングなどを通じて校外生活の指導にも当たるというこのパンビィホームは、まさに「カギっ子天国」としてよろこばれています。それぞれの児童会に

新入学、進級とうれしき春。躍進の希望に胸ふくらます小学生百人を集めて、市教育委員会では四月五日(日)午前九時～午後三時に、市内西木辻八軒町の市青少年児童会館で「こども春休み一日の会」を開きます。「新学年初だ。みんな仲よく遊び勉強しましょう」と、その手びきをするのが目的。参加希望者は住所、氏名、学年、学校名

家の留守番が出来、ある程度家事もやれるようになった子はみづから進んで退会していくのも多いということです。

新しく小学校へあがるようになった「カギっ子」で、児童会へ入りたい人は、保護者から在

### ワンワンセンター

25日、保健所で

捨て犬の野犬化を防ぐためのワンワンセンターを三月二十五日(水)に、市内西木辻八軒町の奈良保健所裏庭に開設します。不用犬は午前十時～正午に受け付け、午後一時～午後二時に犬のほしい方へ譲ります。

を書いて四月三日までに青少年児童会館(電話七〇三七番)へ申しこんでください。プログラムは次のとおりです。

- 9・0受けつけ▽9・30軽スポーツ▽10・30ゲーム▽11・50昼食▽13・0工作▽14・30お別れ

### 忘れてませんか、保険料の納入

四月末までに納めて下さい

連絡所へ納めてください。それ以後は納付書によって郵便局か日銀代理店、社会保険事務所へ納めてもらわねばなりません。国民年金は老後の生活保障だけでなく、ケガや病気で身体が不自由になったとき、一家の働き手を失ったときにも保障が受けられます。そのためには、一定期間保険料を納めなければなりません。この保険料は四月六分は七月末までに、七～九月分は十月末、十～十二月分は翌年一月末、一～三月分は四月末までに納めることになっていきます。未納とか滞納で、せっかくの年金をフイにしないよう気をつけましょう。

### 3歳児検診

4月の日程

三歳児は身体と精神面での発育に大切なときに当たります。市と奈良保健所では、昭和四十年四月二日～十月一日生まれの三歳児について、つぎの日程で検診をします。身体が発育状況を測定したり、知能テストをしたり、育児の相談にも応じます。

### 競争入札への参加

今月中に指名願いを

昭和四十五年度に奈良市役所(水道局を除く)の物件供給に

ついて競争入札(見積り)に参加を希望する業者は、指名願いを三月三十日までにつぎのとおり市管財課調達係へ提出してください。

- ▽提出書類：物件供給入札(見積り)参加申請書
- ▽添付書類：①営業経歴書および営業報告書または実績書(年間取り引き物件名、数量、金額、特に官公庁についての証明)、②営業品目表、定価表、カタログ、営業許可(認可)証、専売特許、実用新案などの権利を有するものはその証明、③使用印鑑証明書(法人は法務局、個人は市町村長で交付を受け所定の様式に添付二部)、④身元証明書(個人営業者または法人代表者および契約上の受任者)、⑤納税証明書(法人は法人税と地方税、個人は所得税と地方税の直前二年度の完納証明書)、⑥委任状(契約上の受任者をおくときに限る)、⑦誓約書(所定様式)。

### 成人病検診

来月の日程

市の成人病検診が四月に次の日程で行なわれます。四十歳から六十四歳の市民の方の受診を待っています。検診は問診のほか血圧の測定、検尿、検便のほか必要な人には心電図測定、眼底検査もします。受診のときは、親指大の便を入れたマッチ箱に名前を明記して持ってきてください。今までに受診したことがある人は「成人病検診カード」をお忘れなく。受診料はいりません。(時間は各日とも午後二時～三時三十分)

### 早春の旧伊勢街道をあるく

21日、市民歩こう会

交通機関の発達で歩く機会が少なくなりました。市教育委員

底検査もします。受診のときは、親指大の便を入れたマッチ箱に名前を明記して持ってきてください。今までに受診したことがある人は「成人病検診カード」をお忘れなく。受診料はいりません。(時間は各日とも午後二時～三時三十分)

### ゴミ収集日を変更

3月21日は休み

三月二十一日(土)の「春分の日」は、ゴミ収集を休みます。この日に当たる地域は二十五日(水)にあわせて集めます。(清掃事務所)

### 訂正

二月十五日号四面に掲載の「固定資産課税台帳の縦覧」の記事中「三月中旬に異議の申し立てができる」は誤りで、異議の申し立て期限は三月三十日です。訂正します。

### 定期種痘

4月実施

接種日	検診日	時間	場所
4.1(水)	4.8(水)	2.00~2.30 2.30~3.30	小学校 解舞治
4.2(木)	4.9(木)	2.00~2.30 2.30~4.00	小学校 華市
4.3(金)	4.10(金)	2.00~3.00 2.00~3.30	小学校 城東
4.6(月)	4.13(月)	2.00~2.30 2.00~3.30 3.00~4.00	小学校 市島
4.7(火)	4.14(火)	2.00~3.00 2.00~3.30	小学校 鼓阪
4.14(火)	4.21(火)	9.00~10.00 10.00~11.00 1.30~2.00	小学校 町町
4.15(水)	4.22(水)	10.00~11.00 1.00~2.00 2.00~3.30	小学校 池田
4.16(木)	4.23(木)	10.00~11.00 2.00~2.30 2.00~3.30 3.00~4.00	小学校 柳小
4.17(金)	4.24(金)	2.00~3.00 2.00~3.30	小学校 池小
4.20(月)	4.27(月)	2.00~3.00 2.00~3.30	小学校 宮小

こんどの対象者は昭和四十四年七月一日～同十二月三十一日生まれた赤ちゃんです。もれなく受けてください。